

高松市高齢者居場所づくり事業 募集要項



1. 居場所ってどんなところ？

おおむね **65歳以上の高齢者**が気軽に集うことができる建物等のスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な地域活動の場となるものです。

2. 事業の目的は？

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、おおむね**徒歩圏内に1か所**を目安として、高齢者が集う場や、高齢者だけでなく、**子どもたちを交えた世代間交流の場**など、気軽に集える居場所の開設を進めています。

この事業により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる地域包括ケアの実現を目指します。

3. 交付対象者は？

次の要件を満たす個人又は団体となります。

- ① 市内に居住する者、又は活動の拠点をもつ団体であること
- ② 暴力団、暴力団員の統制下でないこと

4. 交付対象となる事業は？

助成金の交付は、以下の条件のとおりです。

- ① 自主的かつ安全に居場所の運営を行うこと
- ② 営利・宗教・政治活動を目的としないこと
- ③ 原則として、**同一場所で3年以上継続**して活動を行う意思を有すること
- ④ 居場所の近隣に居住する高齢者を対象とした活動を行うこと
- ⑤ 活動1回当たりの参加人数に、**高齢者がおおむね10名**含まれていること
- ⑥ 活動は原則**1回当たりおおむね2時間以上**行うこと（**同じ日の午前と午後に活動した場合でも、活動回数は1日1回までとなります**）
- ⑦ **体操**などの介護予防メニューを**毎回の活動の中に取り入れる**こと
- ⑧ 活動の参加料は、原則として、**無料**であること（施設使用料等の活動に必要な経費の実費分を参加者が負担することは差し支えありません）
- ⑨ 規定の活動回数を満たすこと



5. 助成金

申請し認定されると、開設月数と年間活動回数に応じ、次の助成金を交付します。

開設月数	週3回以上		週2回以上3回未満		週1回以上2回未満		月2回以上週1回未満	
	助成金(上限)	年間必要活動回数	助成金(上限)	年間必要活動回数	助成金(上限)	年間必要活動回数	助成金(上限)	年間必要活動回数
12か月	70,000円	135回以上	50,000円	90回以上	30,000円	45回以上	20,000円	24回以上
11か月	64,167円	124回以上	45,834円	83回以上	27,500円	42回以上	18,334円	22回以上
10か月	58,334円	113回以上	41,668円	75回以上	25,000円	38回以上	16,668円	20回以上
9か月	52,501円	102回以上	37,502円	68回以上	22,500円	34回以上	15,002円	18回以上
8か月	46,668円	90回以上	33,336円	60回以上	20,000円	30回以上	13,336円	16回以上
7か月	40,835円	79回以上	29,170円	53回以上	17,500円	27回以上	11,670円	14回以上
6か月	35,002円	68回以上	25,004円	45回以上	15,000円	23回以上	10,004円	12回以上
5か月	29,169円	57回以上	20,838円	38回以上	12,500円	19回以上	8,338円	10回以上
4か月	23,336円	45回以上	16,672円	30回以上	10,000円	15回以上	6,672円	8回以上
3か月	17,503円	34回以上	12,506円	23回以上	7,500円	12回以上	5,006円	6回以上
2か月	11,670円	23回以上	8,340円	15回以上	5,000円	8回以上	3,340円	4回以上
1か月	5,837円	12回以上	4,174円	8回以上	2,500円	4回以上	1,674円	2回以上

6. 子どもとのふれあい加算

※補助金等交付申請書に希望を御記入ください。

居場所活動の中で、小学生以下の子ども（5人以上）との交流（1回あたり：2時間以上の活動のうち1時間以上）を行った際は、ふれあい活動に要した対象経費が500円以上の場合に限り、1回あたり500円を運営助成金に加算して交付します。

人件費や工事費用は対象になりません。

※ 1日1回、年間30回を上限とし、開設期間が半年以下の場合は年間15回までとなります。



8. その他

※ 助成の対象となる経費

項目	対象となる例
報償費	講師への謝金（居場所参加者は除く）
消耗品費	1万円未満の品
燃料費 ・光熱水費	ガス・灯油代、電気・水道料金 （金額を他の事業と按分するなど、 明確に提示できる場合のみ可）
食糧費	茶菓子代、食材料費（ <u>弁当代・会食代は除く</u> ）
印刷費	チラシ印刷、写真代、広報印刷代
通信・運搬費	切手、はがき、郵送料、（大会、発表会等に参加するための）バス・タクシー等利用料
手数料	手数料
保険料	参加者保険料
委託料	音響関係の設置・操作、会場設営、のぼり作成
使用料 及び賃借料	施設使用料、賃借料（ <u>参加者所有の物件を除く</u> ）
備品購入費	1万円以上の品
負担金	大会参加料、会費

※ 助成金額の範囲内で、対象経費として支出した経費を助成します。

※ 助成金の支出状況について、長寿福祉課の職員が検査に伺うことがありますので、領収書等の根拠資料は必ず10年間保存しておいてください。

※ 運営に係る人件費や工事費用は対象になりません。

※ 助成金の支払いは、年度末に実績報告書を提出していただいた後になりますので、翌年度5月末頃に支払います。後払いになりますので、御注意ください。

※ すでに居場所が開設されている建物に居場所を開設する場合は、次の要件を満たす必要があります。

- ・既存の居場所と活動日時に重複がないこと。
- ・既存の居場所と主な活動内容（体操などの介護予防メニューを除く）に重複がないこと。
- ・他の居場所に参加していない高齢者がおおむね10人以上いること。
- ・建物の所有者又は管理者と建物の使用について合意をしていること。

※ 居場所名、居場所所在地の情報につきましては、本市のホームページ等で広く市民の皆様にご公表させていただきます。

7. 応募方法

申請書等に必要事項を記入の上、長寿福祉課（市役所2階2番窓口）に御提出ください。

なお、申請に必要な書類は、長寿福祉課にあります。また、高松市のホームページからダウンロードもできます。



高松市 居場所

随時募集しています。ぜひ御応募ください。



御希望の方は下記まで、お問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 長寿福祉課 介護予防係

電話：087-839-2346

FAX：087-839-2352